

6 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2017年3月6日

知事提出議案関係の付託議案に対する質疑
(環境部関係)

行っているもので、平成28年度は4件で27万2千1百円の補助をした。

Q. 柳下委員

- 1 地球温暖化対策推進費で84万7千5百円の減額補正をする理由は何か。
- 2 中小企業対策として、LEDを付けるときなどに一部を補助する制度はあるのか。また、その件数、活用効果について伺う。
- 3 地域エネルギー推進事業費で48万8千4百円の減額補正をする理由は何か。国庫補助との関係はどうなっているのか。また、特に規模の小さい企業への補助はどうなっているのか。
- 4 地域エネルギー活用としては市民共同発電の普及推進が重要であると考えますが、補助件数と額はどのようになっているのか。

A. 温暖化対策課長

- 2 LED化を行うなどの中小企業への補助については、平成22年度から実施している。直近3か年の申請件数では、平成26年度82件、平成27年度155件、平成28年度86件となっている。効果としては、年間CO₂削減量が約1,610tとなっている。

Q. 柳下委員

住宅用省エネ設備は多額の費用がかかる。エコタウンプロジェクトを行うことで、住民の省エネへの取り組みや地域エネルギー創出への意識は変わっているのか。また、省エネ設備の1,000件の補助見込みが大幅に減っているが、この辺りの検証はどうか。

A. エコタウン環境課長

- 1 地球温暖化対策費については、エネファームなどの省エネ設備をHEMSとともに導入する場合に補助するというものだが、当初見込みの1,000件が900件となる見込みのため、減額をお願いするものである。
- 3 再生可能エネルギーの設備導入を当初は6件見込んでいたが、3件の補助にとどまり、減額が必要となったためである。国庫補助としては、本県内で5件の補助実績があるが、このうち2件は複数年度にまたがるものであり、本県の補助対象とはならなかった。また、小規模の案件を見込んでいたが、3件とも工場で、比較的規模の大きな案件である。今後も、幅広く小規模の企業についてもフォローしていきたいと考えている。
- 4 市民共同発電については、平成21年から

A. エコタウン環境課長

省エネ設備の補助については、エコタウンプロジェクトとしてではなく、全県の補助として実施している。エネファームなどの省エネ設備はHEMSと合わせて補助対象としており、これまでの3年間の結果について、今後もきちんと検証していく。

Q. 柳下委員

住民参加型の地域エネルギーの利用促進についてはどうか。

A．エコタウン環境課長

住民参加型の取り組みとして、エコタウンプロジェクト等の事業も進めている。これまでの家庭部門に対する取り組みは啓発が中心であったが、それだけではなかなかCO₂を削減できなかった。そこで、家庭に省エネ設備を導入していただくことでCO₂の削減を進めていきたい。現在、地域を限定して重点的に実施しているが、それをどのように他地域へも拡大させていくのかが課題である。

Q．柳下委員

本県には中小企業が多い。中小企業が環境対策に協力することで、経営もうまくいくような総合的な支援について、どう考えるか。

A．温暖化対策課長

中小企業は、本県の産業・業務部門のCO₂排出量の約半分を占めており、その対策は大変重要であると認識している。LED化を行うなどの中小企業への補助金のほかにも、省エネの専門家を無料で派遣する省エネ診断の実施や、セミナーにより、成功事例を広めるなど中小企業対策を行っている。今後とも様々な手段を講じて、中小企業を全面的にバックアップしていく。

調査事項に関する質疑（環境部関係）

Q．柳下委員

- 1 地元所沢の柳瀬川でアユ6,000匹を放流して、翌年、300匹が川に戻ってきたため、焼いて食べるなどのイベントを行った。

水質が良くなってきていることを実感して、行政の努力は素晴らしいという声が上がるとともに、もっと上流まできれいにしてほしいという声もあった。河川の水質保全の推進と川の再生活動の推進に係る施策指標である「アユが棲める水質の河川の割合」について、今後の見通しと県民の受け止めについて伺う。

- 2 食品はポリエチレンなどで過剰包装されており、夏はペットボトルが大量に排出される。パソコンやスマホを買い換えれば接続コードなどは古いものが使えない。製造段階から使用後の処分についても考えることが、製造者の責任だと考えるがどうか。

A．参事兼水環境課長

- 1 アユが棲める水質の河川の割合であるが、平成27年度は94地点中84地点、89%で達成した。これを平成33年度に87地点で達成、93%に持っていくことを目標としている。一方で、7つの地点についてはその河川を取り巻く個別の状況から難しいと考えている。柳瀬川ではアユの遡上があり、人間川等では魚道等の整備も進んでいると聞いている。アユなどの魚の生息範囲が広がっていることで県民も水質の改善を実感しているのではないかと考えている。水質改善に向けては、生活排水対策として、特に合併処理浄化槽の普及を強力に進めている。さらに、県民の皆様に、川のきれいさを享受してもらえるように努力していきたい。

A．資源循環推進課長

- 2 企業の取り組みについては、「環境と経済発展の好循環の創出」の項に書いてある。事業

者も瓶を薄くしたり、レジ袋を軽くしたりするような取り組みをしているところもあるので、県としてもPRしていきたい。また、市町村は容器包装リサイクル法の施行に努めているため、しっかりと支援していく。

Q．柳下委員

私たち消費者は、分別やりサイクルをしたり、バザーに持って行くなどいろいろやっている。しかし、一番大きなポイントは、製造の段階からごみを出さない仕組みを作ることであるが、国に要望できないか。

A．資源循環推進課長

製造者がしっかりと行うことが重要なので、県内外の事業者が取り組んでいくよう、国への要望を行っていききたい。

知事提出議案関係の付託議案に対する質疑
(農林部関係)

Q．柳下委員

1 第44号議案について伺う。私はこの間の委員会視察で、内装木質化の本当にすばらしい施設を見て感動した。一方、狭山市では、公民館を木材で造ろうと補助金の要望をしたが、減ってしまったと聞いている。木は体にも良いし、森林の豊かな日本なのだから、全体のパイを大きくするため、国に補助金拡充を働き掛けるべきである。また、国が拡充しないならば、県として独自に頑張るといふことも必要と考えるがどうか。

2 県の役割は、農家の方たちが、意欲を持

て、食べることができ、後継者ができる農業にしていくことだと思うが、農業後継者育成対策費が2,256万4千円の減額補正となっている理由を伺う。また、新規就農者認定の対象は45歳までが原則となっているが、高齢者が非常に多かったり、中山間地であったりするなど、地域の実情によっては意欲があれば45歳を少し過ぎていても、協議に応じると国も言っている。県の場合、これまで45歳を過ぎて給付を受けられなかったケースはあったのか、さらに、特別な事情がある場合等について、国と協議したことはあるのか。

A．森づくり課長

1 公共施設の木造・木質化は、民間への波及効果やPR効果が高いため、引き続き推進していく必要がある。今後、国に対してあらゆる機会を捉えて、他の都道府県と連携しながら、十分な予算の確保と補助事業の拡充を強く求めていく。

A．農業支援課長

2 農業後継者育成対策費の主な減額の理由は、青年就農給付金の減額などである。青年就農給付金は、できるだけ多くの方に御活用していただくということで制度の説明等、周知に努めてきた。今年度については、これまでで最も多くの方に御活用いただいているが、給付総額は予算額を下回って減額になった。また、45歳以上で給付を受けられなかったケースについてであるが、就農希望者に対しては、この制度の説明等を丁寧に行っている。制度を十分理解していただいた上で、就農を支援しているので、給付を受けられなかった

ケースというのではない。また、国との協議については、具体的な事例がないので行ったことはない。公共施設の木造・木質化は、民間への波及効果やPR効果が高いため、引き続き推進していく必要がある。今後、国に対してあらゆる機会を捉えて、他の都道府県と連携しながら、十分な予算の確保と補助事業の拡充を強く求めていく。

Q．柳下委員

新規就農総合支援事業の制度の利用者が増えているということであるが、就農準備給付金事業の予算としては40人で150万円、市町村に対しても3市町村で32万7千円、就農開始給付金事業が140人で150万円という当初予算になっている。減額補正する具体的な中身について伺う。

A．農業支援課長

給付金については、準備型という研修中に給付する給付金と経営を開始した後に給付する経営開始型の給付金があり、経営開始型の方が予算額を下回った。

Q．柳下委員

人数が増えているということだが、人数が増えていて給付額が決まっているとしたら予算が余るはずないと思うがどうか。

A．農業支援課長

準備型については、枠を40名から50名に拡大するため、今回増額補正をさせていただいている。また、経営開始型については、予算を

下回る見込みなので減額補正している。経営開始型については、年度をまたぐ給付対象者などもいるので1年間150万円ではなく、例えば、年度をまたぐと半年分ずつ75万円ずつを今年度と来年度で給付するという仕組みとなっている。このため人数は若干増えているが全体での予算額は下回った。

Q．柳下委員

先ほど45歳を過ぎた人については事例がないという答弁だった。私が12月の一般質問で取り上げたが、県平均と比べて高齢化率が非常に高く、中山間地である小鹿野町で一所懸命キュウリを作っている人が、45歳を半月過ぎていたので、給付を受けられなかった。部長からは、農業後継者を増やすため、要件緩和を国へ働き掛けるという答弁を頂いており、引き続き行ってもらいたいがどうか。

A．農業支援課長

要件の緩和については、機会を捉えて国に要望している。引き続き要望していきたい。

議員提出議案関係の付託議案に対する質疑

(議第3号議案)

Q．柳下委員

1 昨年5月から、プロジェクトチームを作り、視察や調査研究をして、すばらしい条例案を出されたことに敬意を表したい。知り合いの農家に意見を聞いたところ、細かいところまで記載されていると評価していた。条例には、職員の確保と財政的な裏付けが入ってい

るので、執行部においては具体化してほしい。(要望)

- 2 私も長く議員をやっているのいろいろな所へ視察に行ったが、特に大雪が降ってハウスが倒壊したときなどは大変だった。特に中山間地農業への支援が必要だと思うが、どのように検討し、条例にどのように反映しているのか。
- 3 持続可能な農業として希望を持ってもらうためには、青年新規就農者に対する支援が必要であるが、特別な支援、例えば所得を確保する給付金の拡充などについて、どのような検討をしたのか。条例では、高齢者、女性などがあるが、新規就農者については、条例のどこに反映されているのか。
- 4 第22条に「財政上の措置を講ずるよう努める」とある。12月13日の加須市議会で、「『農業者戸別所得補償制度の復活』を求める意見書」が出ていることを御存じか。また、「米作って飯食えない」という生の声を私は聴いているが、このことについて、どう考えているか。さらに、農家の生の声を聴いていると思うが、提案者が実感を込めて受け止めていることを伺う。

A．白土議員

- 2 中山間地農業への支援については、第17条の農山村の振興に関する施策の「農山村における生産基盤及び生活環境の整備の推進その他の必要な施策を講ずる」という条文に含められていると考えている。中山間部は、ため池など老朽化で非常に危ない農業基盤がある。農業基盤整備について特段の配慮がないとなかなか前に進められないという思いを込めさせていただいている。
- 3 青年の新規就農者への個別の支援策につい

ては、第9条第2号において「新たに就業等をしようとする者」への支援等を定めていることを受け、今後、執行部において具体的な施策で対応していただきたいと考えている。また、視察などで、後継ぎの問題や、青年新規就農者と同様の支援を求める声を受け、持続可能な農業経営をするための支援をしっかりと行わなければならないということを、この条例に込めさせていただいている。

- 4 この20年間で、農林部の関係予算は66%減少、人員は40%減員という厳しい状況の中で、農林関係者には御努力いただいている。未来を考えて、試験研究の充実や、ため池などの老朽化対策、農業基盤整備などを充実させたいという思いを込めて、第22条の財政上の措置を規定した。個別具体的な施策については、執行部が、この条例を踏まえて進めていくと思うので、ここでは控えさせていただく。生の声を聞いて、実感したのは、専門的な人員、相談を受ける普及員が少なくなっており、農業生産者は困っていることである。また、ブランド化が進んでいないことである。具体的に申し上げますと、牛肉では彩さい牛、深谷牛などいろいろブランドがあるが、一律で埼玉の牛肉ということで押し出していない状況にある。繰り返しになるが、農業基盤整備についても、20年前と比べて、約半分ぐらい予算が落ち込んでいる。復活まで時間がかかると思うが、しっかりと未来につながるような農業基盤整備をしていただきたいという思いを込めて条例を作成した。

Q．柳下委員

答弁漏れがある。加須市議会の「『農業者戸別所得補償制度の復活』を求める意見書」については御存じか。この意見書によると、米60k

g当たりの米価は1万1,040円、生産費は1万5,390円で、農家は米1俵を作ると約4,000円の赤字であるとのことである。米農家を守るため、人や研究費予算を増やして、いい米を開発してブランド化していくという思いがこの条例に込められていると認識しているが、それでよいか。

A．白土議員

お考えはごもっともだが、加須市議会の意見書については承知していない。また、個別具体的な施策については、条例を踏まえて執行部で実施することを想定している。特別の配慮をすると規定されていることで、御理解いただきたい。

所管事務に関する質問

(彩の国資源循環工場の不法投棄問題について)

Q．柳下委員

- 1 決められた場所に置かないのは不法投棄である。毒性がないからといって、不法投棄ではないというのはおかしいのではないか。
- 2 これだけ問題になっているのに、この委員会に対して、資料の提出や説明がないのは問題である。後で配るのではなく委員会の開催中に資料を配布するべきではないか。

A．環境部長

- 1 不法投棄は法律の用語であり、即取消処分である。今回は法律に反する不適正な行為であるが、法律上の不法投棄には当たらない。
- 2 環境省に報告する資料は大至急作成し配付

する。報告が遅れたことについては、申し訳ない。

委員長

これは大変重要な問題である。執行部は丁寧に資料を作成して、報告すること。

柳下委員

委員長が言ったとおりにしていただきたい。この資源循環工場ができたときは、ものすごい反対があった。住民も厳しく監視をしているし、住民に報告することにもなっている。

自分の敷地にまいて、すぐ片付けたとしてもこれは不法投棄である。

環境部副部長

我々は、専門職のため、法律上の概念にこだわるところがある。法律上の概念では、不法投棄イコール取消処分である。そういう意味では取消処分をするほどの不法投棄ではないと考える。ただ、許可に違反する不適正な行為であるので厳重に指導したところである。

委員長

執行部は後ほど、柳下委員にしっかりと御説明をしておくようお願いする。